

広情個審第59号
平成31年1月7日

広島市監査委員 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

保有個人情報不訂正決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年5月19日付け広監第14号で諮問のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第42号関係）

答申書

請問のあった事案について、次のとおり答申します。

【請問事案】

平成27年5月19日付け広監第14号の請問事案（請問第42号事案）

平成27年3月27日付けの保有個人情報訂正請求に対し、広島市監査委員（以下「実施機関」という。）が同年4月17日付け広監第8号で行った保有個人情報不訂正決定通知に対する同月21日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記の保有個人情報訂正請求に対し、これを不訂正とした決定は妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき申立人が行った「広島市職員措置請求（第78号案件）の監査結果の通知等について」の訂正請求に対し、実施機関が行った不訂正決定について、速やかに訂正請求に応じよとというものである。

(2) 異議申立ての理由

監査結果については公表とすると地方自治法に定められており、その内容について当然、個人情報への配慮が広島市監査委員に求められる。

本件は広島市、広島市教育委員会らが監査と無関係であり、かつ理由なく、申立人に対し不当な訴訟・不法行為を犯したかのような主張を意見書で行っている。これをそのまま掲載することは許されない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書での主張を要約すると、次のとおりである。

条例第22条第1項は「開示を受けた自己に関する保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正の請求をすることができる」と規定しているので、訂正請求の対象は「事実」に限られ、評価・判断は対象とはならない。

訂正請求の対象となる保有個人情報は、実施機関に提出された意見書の内容を記載したものであり、事実に誤りはないことから訂正しないこととした。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

条例第22条第1項は、「何人も、実施機関に対し、開示（…）を受けた自己に関する保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正（…）の請求をすることができる。」と規定している。ここでいう「事実」とは、氏名、性別、年齢、生年月日、家族構成、学歴、職歴、資格、日時、金額、数量等、客観的に判断することができる事項をいう。

申立人の訂正請求の対象は、実施機関に提出された意見書の内容である。実施機関に提出された意見書の内容は、客観的に判断することができる事項には該当せず、条例第22条第1項の規定に基づく訂正請求の対象とはならないと解される。

したがって、実施機関が不訂正とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 5. 19	広監第14号の諮問を受理（諮問第42号で受理）
30. 10. 4 (第1回審査会)	第2部会で審議
30. 11. 1 (第2回審査会)	第2部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
佐 藤 以 誠	株式会社広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	公益社団法人広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学法学部教授